

番号法第30条による行政機関個人情報保護法の読替え及び個人情報保護条例の対照表
 <※情報提供等記録(番号法第23条)に関して>

資料3

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 読替え前	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 読替え後	神戸市個人情報保護条例 現 行	「読替え」をふまえた本市の 検討項目等
<p>(開示請求権) 第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p>	<p>(開示請求権) 第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p>	<p>(開示請求権) 第15条 何人も、実施機関に対し、公文書等に記録されている自己の個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p>	<p>⇒番号法第30条の読替規定の趣旨をふまえ、特定個人情報に関して本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求を認めることについて検討を要する。</p>
<p>(開示請求の手続) 第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求を</p>	<p>(開示請求の手続) 第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求を</p>	<p>(開示請求の手続) 第18条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下単に「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 開示請求に係る個人情報特定するために必要な事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、前</p>	<p>※訂正請求、利用停止請求も開示請求と同様に、行政機関個人情報保護法(第28・37条)の読替規定あり</p>

<p>する者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求め、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>する者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求め、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>項の提出をする際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求め、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示を求めなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合）にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項にお</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示を求めなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合）にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項にお</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。ただし、当該個人情報に次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第18条の規定により開示請求をした者（当該者が法定代理人等であるときは、本人）以外の第三者に関する情報を含む個人情報であ</p>

※訂正請求も開示請求と同様に、行政機関個人情報保護法（第27条）の読替規定あり

<p>て同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 <後略></p>	<p>は財産を害するおそれがある情報 <後略></p>	<p>って、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの(人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。) <後略></p>	
<p>(事案の移送) 第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報その他の行政機関から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができ、この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の</p>	<p><適用除外～※番号法第30条柱書></p>	<p>(開示請求に係る事案の移送) 第19条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報その他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたとき</p>	<p>※訂正請求も同様に、行政機関個人情報保護法(第33条)の適用除外規定あり ⇒情報提供等記録の開示・訂正決定に際し、他の機関への移送を認めない規定について検討を要する。</p>

<p>決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>(他の法令による開示の実施との調整) 第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報がある場合に、前条第一項本文に規定する方法と同様の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p><適用除外>～※番号法第30条柱書></p>	<p>(他の制度との調整等) 第35条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</p> <p>(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>(3) 市立図書館その他の図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報</p> <p>2 法令等(情報公開条例を除く。)に次に掲げる事項について規定があると</p>	<p>は、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>⇒他の法令による開示の実施との調整規定を設けているため、番号法第30条の読替規定の趣旨をふまえ、特定個人情報に関して当該規定を適用除外とするこゝとについて検討を要する。</p>
--	---	------------------------------------	--	---	---

<p>(手数料) 第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p>	<p>(手数料) 第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。 <u>この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由がある</u> <u>と認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は、免除することができる。</u></p>	<p>きは、その定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報記録されている物の閲覧又は縦覧</p> <p>(2) 個人情報記録されている物の謄本、抄本その他これらに類するものの写しの交付</p> <p>(3) 個人情報の訂正</p> <p>3 第6条、第11条第1項及び第12条(審議会に係る部分に限る。)並びに第2章第2節及び第3節の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。</p>	<p>⇒交付に要する費用負担の取り扱いについて検討を要する。</p>
		<p>該当規定なし</p>	

(保有個人情報提供先への通知)
第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)
第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)
第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に關して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 当該保有個人情報を保有する行

該当規定なし

⇒情報提供等記録の訂正の通知先（総務大臣及び情報照会者又は情報提供者）の規定するための取り扱いについて検討を要する。

(利用停止請求権)

第25条 開示決定等を受けた者は、開示決定等に係る自己の個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、削除又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に關して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
(1) 第7条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の削除
(2) 第9条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用

<適用除外>～※番号法第30条柱書>

⇒番号法第30条の趣旨をふまえ、特定個人情報のうち情報提供等記録の利用停止請求を認めない旨を規定することについて検討を要する。

<p>政機関により適法に取得されたものでないとき、<u>第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき</u> 当該保有個人情報利用の停止又は消去</p> <p>二 <u>第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき</u> 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行ななければならない。</p>		<p>の停止</p> <p>(3) 第9条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>2 第15条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。</p>	
---	--	---	--